

令和2年度

監査指摘事項等に対する措置状況
(財政支援団体監査)

令和3年5月31日現在

目 次

ページ	財政援助団体等名（担当課等名）	監 査 対 象
1～2	特定非営利活動法人さいと旗たて会（福祉事務所）	西都市放課後児童健全育成事業補助金 西都市児童館指定管理料

※ 指摘事項等を次のとおり区分して当局に通知しています。

- 指摘事項 … 事務改善等が必要な案件に対する指摘
- 注意事項 … 簡易な間違いなどに対する注意
- 意見・要望事項 … 行政運営等に対する意見・要望

※ 当局から報告された措置状況等は、令和3年5月31日現在です。

財政支援団体等名	特定非営利活動法人さいと旗たて会	担当課等名	福祉事務所
監査実施日	令和3年2月12日	指摘対象	福祉事務所
指摘事項等		措置状況等	
指摘事項		市外利用者から、登録料として賠償保険料300円は徴収しないよう、見直しを指導していきます。	
<p>児童館の指定管理者が市外利用者から登録料として賠償保険料300円を徴収しているが、児童館の管理に関する協定で指定管理者が付保することとなっており、指定管理料において算定されているので、見直しを指導されたい。</p>			
指摘事項		利用料金と事業収入を区分して財務書類を作成するよう、見直しを指導していきます。	
<p>児童館における事業報告書の収支決算書において、利用料金を含め事業収入としているが、利用料金と事業収入を区分するよう指導されたい。</p>			
注意事項		利用料金の定めにかかる承諾について、西都市児童館の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定に基づいて承諾の処理を行っていきます。	
<p>児童館の利用料金については、条例に規定する利用料金の範囲内において事前に市長の承諾を受け、指定管理者が定めるものとなっている。児童館の管理に関する協定を更新した際は、再度、利用料金の承諾をされたい。</p>			
注意事項		指定管理者が実施する自主事業とそれ以外の事業を明確に区分し、また、事業計画も自主事業とそれ以外の事業を区分して作成するよう指導していきます。	
<p>指定管理者は、自主事業を実施する場合、市長に対して事業計画書を提出し、事前に市長の承諾を得ることとなっている。事業計画書において、実施主体が指定管理者以外の事業も記載されているので、自主事業、利用料金を徴収できる事業など事業区分、実施主体を明確にされるよう指導されたい。</p>			

財政支援団体等名	特定非営利活動法人さいと旗たて会	担当課等名	福祉事務所
監査実施日	令和3年2月12日	指摘対象	福祉事務所
指摘事項等		措置状況等	
意見・要望事項		指定管理料の剰余金については、繰越金として処理するよう指導していきます。	
<p>児童館における事業報告書の収支決算書において、児童館の業務で生じた剰余金を市からの補助事業である放課後児童健全育成事業へ繰り出すことで、次年度に児童館の繰越金が生じないこととしているが、剰余金については、今後の児童館の経費に充てるため、繰越金として処理するよう指導されたい。</p>			
意見・要望事項		児童館は市民広場である国鉄妻駅跡広場に設置しています。国鉄妻駅跡広場の一般利用者が、児童館内に入らないよう防犯対策にも引き続き取り組んでいくこととし、また、児童館と国鉄妻駅跡広場の管理についても、課題の研究に努めていきます。	
<p>児童館に隣接する国鉄妻駅跡広場については、市が直接管理しているが、児童館の敷地との間に柵などがなく、広場の利用者が自由に児童館の敷地内に入出入りできる状態となっている。児童館と国鉄妻駅跡広場の管理について、課題を整理し、そのあり方を調査研究されたい。</p>			